

開会の日 令和3年3月12日(金)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	井 端 浩 二
副委員長	德 島 純 次
委員	野 村 勝 憲
委員	澤 史 朗
委員	谷 口 敬 信
委員	水 上 雅 廣

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
企画部長	岡 部 浩 司
地域振興課長	田 中 義 也
地域振興課地域振興係長	清 水 則 久
環境水道部長	大 坪 達 也
環境課長	忍 哲 也
環境課施設係長	渡 辺 晃
農林部長	青 垣 俊 司
農業振興課長	堀 之 上 亮 一
農業振興課農務係課長補佐	麻 生 貴 秀
地域振興課参事兼畜産振興課長兼家畜診療所管理者	古 川 尚 孝
商工観光部長	清 水 貢 人
商工課長	大 上 雅 人
商工課商工係長	中 村 篤 志
観光課長	洞 口 廣 之
観光課観光資源開発係長	山 下 讓 太
基盤整備部長	青 木 孝 則
建設課長	横 山 裕 和
建設課農林土木係課長補佐	吉 本 法
都市整備課長	谷 口 正 樹
都市整備課都市整備係長	吉 澤 智 之
河合振興事務所地域振興課産業振興係長	柏 木 俊 和
神岡振興事務所建設農林課農林係課長補佐	水 口 晃

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	水 上 時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

- 議案第21号 裁判上の和解について
- 議案第22号 飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 飛騨市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 飛騨市林道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
- 議案第31号 指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド)
- 議案第32号 指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
- 議案第33号 指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
- 議案第34号 指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設)
- 議案第35号 指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
- 議案第36号 指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
- 議案第37号 指定管理者の指定について(飛騨市まんがサミットハウス、飛騨市宮川温泉おんり〜湯、飛騨市アゴラ広場、飛騨市カフェテリア白木ヶ峰)
- 議案第38号 指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)
- 議案第39号 指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
- 議案第40号 指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場、飛騨市流葉自然休養園)
- 議案第41号 指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)

(開会 午後1時00分)

◆開会

●委員長（井端浩二）

皆さん、こんにちは。ただいまから、第2回産業常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

本日、当委員会に付託された案件及び協議事項は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますよう、また議題外や議題の範囲を超えることのないようお願いいたします。なお、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いします。

◆1.付託案件審査

◆議案第21号 裁判上の和解について

●委員長（井端浩二）

それでは、付託案件の審査を行います。

はじめに、議案第21号、裁判上の和解についてを議題とします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、裁判上の和解についてご説明いたします。まず、和解の相手方は記載のとおりであります。次に和解の概要。1つ、被告は、原告に対し、本件解決金として6,400万円の支払い義務があることを認める。2つ、被告は原告に対し、前号の金員を令和3年5月14日限り、原告の指定する口座に振り込む方法によって支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。3つ、原告はその余の請求を放棄する。4つ、原告と被告は、本件に関し、原告と被告との間には本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。5つ、訴訟費用は各自の負担とする。事件の概要につきましては、平成27年10月17日に発生しました飛騨市クリーンセンター火災事故により被った損害賠償金として、金員の支払いを求めたものであります。また令和3年2月12日に大阪地方裁判所から本市及び相手方に対し、和解案が提示されたというものであります。以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

いくつか質問をいたしますけれども、まず裁判費用ですけれども、最終的にはトータルいくらですか。

□環境水道部長（大坪達也）

費用に関しましては、既に支払ったものが470万円。今後の支払い予定としまして、530万円であわせて約1,000万円となっています。

○委員（野村勝憲）

平成27年10月17日、記載のとおりなのですけれども、建設から2年半という工事の中で、瑕疵期間中だったということですよ。市には運転等の問題はなかったという前提でたしか損害額3億4,000万円を提示して、平成30年3月に訴状を大阪地裁に送ったということですよ。そうしますと、損害額に対して、今説明があった6,400万円というのは、約2割を切ってしまうんですね。18.8パーセントになると思います。損害額に対して。私はこのお金で本当にいいのかなと思いますけれども、そのへんの市としての見解はどうなんでしょうかね。

□環境水道部長（大坪達也）

差といいますのは、共済の返還を含めて、拡張したあとの金額でありまして、それが不必要ということでもありますので、実質当初の請求額が実際の損失ということになると思います。それに対しての6,400万円ということになりますので、単純にいいますと、約5割に当たるという考えであります。

○委員（野村勝憲）

それは保険を含めて、それを加味して。実際支払っているわけだからね、お金はね。それはそれとして、実際は3億4,000万円を何とかしようとして弁護士と相談してやっているわけですよ。今、説明のあった1,000万円をですね、裁判費用として1,000万円ということになると、それを組み入ると実際に手元に残るのは5,400万円ぐらいですわね。ということになると損害額は、先ほど申し上げたものに対しては、もっと下がって15パーセントぐらいになるわけですね。3億4,000万円と比較したらね。私はそこを始点にしてやらないといけないと思っているんですよ。そうすると15パーセントということになると、この金額だったら私は話し合いでできたと思いますよ。この問題は。弁護士を入れてやることもなく。それでは、お聞きしますけれども、エスエヌ環境テクノロジー株式会社という会社は、具体的にはどのような会社ですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

詳細については資料を持ち合わせておりませんが、日立造船グループの子会社ということで、かなり大きい会社と認識しています。

○委員（野村勝憲）

大阪に本社がありまして、今部長が説明されました日立造船グループ。日立造船グループというのは、ご承知のように大変な規模の会社ですわ。たしか私の記憶では、資本金が450億円以上あります。さらに年商売り上げが4,000億円以上ということで、環境テクノロジーに関してはナンバー1のグループ会社ですね。国内に45の事業所があります。その中でも優良企業といわれているのが、今の問題が起きたエスエヌ環境テクノロジー株式会社なんですね。ここは、年商125億円ございます。ですからこれだけの会社なので、なぜ話ができなかったのかなど。というのは、むこうのほうから被告は早期に紛争を解決したいという意思があるという、そういう意思が裁判所に伝えられたわけでしょう。となれば、当然、話し合いが。これは市長に答弁をお願いしたいですけども、なぜ話し合いにもっていけなかったのですか。

△市長（都竹淳也）

訴訟に至るときに何回か議会でも説明をさせていただいているのですが、当初、話し合いと言っても、話し合いをする根拠がない。つまり、例えば、五分五分で話し合ったとしたときに、火災の原因が究明できていない状況で5割で例えば手を打ったとすると、ではなぜ、10割じゃないんだと。逆に例えば、うちが9割負担して、相手方が1割だったと、例えばそれで手を打ったときになぜだという根拠が示せない。したがって、このことはまず第三者の紛争解決機関である司法の場で、原因究明をしてもらうということが最大の目的であるということを何度も説明をいたしましたし、これは議事録にもそのように残っています。ですので、話し合いでする根拠がない。したがって、それを市民に説明する根拠を求めたいというのが基本的な提訴に至った理由であるということは、当時何回も説明をさせていただいたと思います。

○委員（野村勝憲）

当然、勝てるという前提でやっているわけでしょう。それでもっていったわけでしょう。何回も聞きました。落ち度がないから勝てるということですね。結果、これ勝てていないでしょう。うちにもある意味では非があったということになるじゃないですか。

△市長（都竹淳也）

勝てると一度も言っていないです。一度たりとも勝てると言っていない。ただ、我々に瑕疵はなかったというふうに言っている。ただそれは、原因の究明が何なのかということが決まらないので、それを司法の場で明らかにしていただきたいという話なので。当時、委員会の議事録がないのでわかりませんが、たしか高原委員からだったか、質問があって、これで例えば負けた場合はどうなのかという話を聞かれたことが一度あったと思うのですが、その際にもそれは司法の判断です。それは結果を見てみないと、わかりませんが、それはその際に受け入れるかどうかを判断することになると思いますということをお答えしていたというふうに思います。したがって、これは客観的な判断として、司法の判断として原因はどうだったのかということを知りたいという裁判であるとい

うことを常に申し上げてきたところであります。

○委員（野村勝憲）

例えば船津の火災でも、火災の原因がわかっていない。今回もわかっていない。そうでしょ。飛騨市の消防が入って原因究明がわからなかったんでしょ。わからないままに裁判にもっていったわけでしょ。そのへんについてはどう市民に説明をするのですか。

△市長（都竹淳也）

繰り返し申し上げますが、わからないので裁判にもっていったわけですよ。わかっているならば、責任の割合がはっきりしますから。しかし、火災原因の究明ができなかったので、そこで話し合っただけで決めたところで根拠がないです。市民の皆さんから例えば結論が出たときになぜその数字になったのですかと言われて、「話し合いですから」では答えにならないんですよ。なぜかという、根拠・原因がどうであるかということがはっきりしたうえでないと説明ができないので。したがって、火災原因がわからなかったから訴訟を提起したとこういうことです。

○委員（野村勝憲）

相手を私、先ほど説明をしたでしょ。日立造船グループで大変な優秀な優良企業なんですよ。当然、弁護団も素晴らしいものが控えていますわ。それなりに私、リサーチしました。だからいろいろ調べているわけですよ。今回は被告が早期に紛争を解決したいと向こう側から言っているわけですよ。向こう側から。被告が早期に紛争を解決したいというのは、どういう理由から解決したいということなんですか。都竹市長、それは政治的な判断だから。

△市長（都竹淳也）

そういう申し出があったということが訴訟上の事実であって、それで和解案が裁判所から出ていると。こういうことではないでしょうか。

○委員（野村勝憲）

そういうことになれば、向こうは自治体の仕事をよくやっているわけですよ。初めてのケースなんですよ、火災はね。糸魚川でもやっている。あちこちやっているわけですよ。先ほど47社くらい環境プラント、日立造船グループが持っているわけですよ。海外だけでも24社もっているわけですよ。そういう環境を中心にしたビジネスを今、伸ばしている。そういうところでイメージダウンになることが怖いわけですよ。だから話し合いの余地があったということを行っているわけですよ。相手をちゃんと研究して、いつも言うでしょ、もっと勉強をしてかかりなさいと市長に言っているけれど、あなた一度社長に会ったことはあるのですか。

△市長（都竹淳也）

社長そのものとはお目にかかっていないのではないかと思います、就任したころご挨拶に来られたことは記憶しています。

○委員（野村勝憲）

就任というのは、平成28年の何月ごろ。これが起きたのは、平成27年ですよ。そのときにこの火災の話は出たのですか、では。

△市長（都竹淳也）

どなたか正確にはっきり思い出せませんが、ご挨拶に来られたことは記憶しています。

○委員（野村勝憲）

そうしたらそういう面識があるのなら当然まず話し合いをすればよかつたじゃないですか。そういうふうはこちらへわざわざ来られたのなら。今度はトップとして、では向こうにご挨拶をかねて会社のことも研究しなければいけないから行って。そういうアクションも起こさないで。では第三者に。費用がかかるのをわかっていて。なぜそういうことをやられなかったのですか。

△市長（都竹淳也）

ですから繰り返し申し上げているのですが、話し合いでやって結論が出たときに市民に説明できる根拠がないので。したがって、原因を究明するために根拠を求めるために訴訟を提起した。これは、繰り返し申し上げますけれども、議事録にも掲載してありますし、先ほどもご説明しましたし、それが理由なんです。

○委員（野村勝憲）

そうしたら当然市民に説明をしなければいけません。市長というのは、私、前にも一般質問で言いましたけれども、結果責任を問われるわけですよ。結果は出たわけですよ。結果はね。当然、結果責任と説明責任は本会議場でやってください。ぜひお願いします。

△市長（都竹淳也）

結果責任というか、要するにこういう結論が出て、和解されましたということで、今回議案を出させていただいているというのが、その責任のひとつの結果に対する責任です。それから先ほど請求の拡張をしたその3億4,000万円がスタートだというお話がありましたが、これはまったくおかしくてですね、建物共済金と通常の運転費用分を差し引いた飛騨市の被った実損害額は1億2,800万円余であるということをご説明しているわけでありまして、それに対して裁判所がちょうど五分五分、その半分ということでの和解案になっているわけですから、これはやはり市としては、結果として実損害額を双方半々でみることになったという裁判所の和解案だというふうに捉えていますので、市としては上々の結果であったのではないかとこのように思っています。

○委員（野村勝憲）

火災事故の損害金額、3億4,000万円とうたっているでしょ。ちゃんとここに。施設復旧工事費、2億2,000万円。ゴミ処理費、休炉期間分、1億2,000万円、あわせて3億4,000万円。そういうふううたってあるじゃないですか。損害金額として。その下にたまたま書いているだけで。共済でしょ。これは保険でしょ。

△市長（都竹淳也）

建物災害共済金が入ってきた分は、当然、損害から除かれるんですね。当然のことです。それは、当然のことですよ。しかも、通常に運転休炉期間中にかかった費用もこれも当然、損害額から差し引くということですから。それを前提に裁判をやっているわけなので。保険が入ってきた分まで損害であると、これは明らかにおかしいということですよ。あくまでも実損害額は、1億2,800万円余であると。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

議案第21号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

●委員長（井端浩二）

挙手多数と認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時18分 再開 午後1時19分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第22号 飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

議案第22号、飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例についてを議題と

いたします。説明を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。本件は、上町農産物直売施設を産業振興施設として位置づけるため、飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正することとして議決を求めるものです。要旨により説明します。4ページをごらんください。

現在、古川町朝開町にあります農産物直売施設が老朽化したことに伴い、古川町上町の道の駅アルプ飛騨古川内に新たな直売所を建設し、産業振興施設として位置づけるものです。施設名称、1、休館日及び開館時間等については、2ページの別表に記載のとおりです。施行日については、令和3年4月1日です。この施設の今後開設までのスケジュールについて、ここで確認のため概略を説明をさせていただきます。施設のオープンにつきましては、令和4年の春を目指しています。このオープンを1つの目標として建設工事については現在詳細設計を行っており、8月には工事発注、9月着工という予定です。また、新しい施設の運営については、これまでの農産物直売施設と同様、指定管理者による管理を考えております。令和4年春のオープンに向けて通年営業の特色ある魅力あふれる農産物直売施設として成功させるためには一定のまとまった事前準備期間が必要と考えております。生産者を対象とした栽培研修をはじめ、多種多品目の野菜の確保に向けた生産者の体制整備、加工品の仕入れ体制の確立、集荷体制の整備、さらには農産物の少なくなる冬場の仕入れ品や加工品の確保のための準備など多くのステップを必要とし、あわせて道の駅関係事業者や関係機関との連携を図ることとなります。そういった一連の準備に要する期間を考慮し、指定管理者の募集時期は令和3年4月としたいと考えております。なお、他の地域での道の駅の農産物直売施設開設事例を見ても建物の建設に先駆けて早い時期から指定管理者を募集し、十分な準備期間をとることで農産物直売施設開設を成功させた例が見られるところです。

また、今回、直売所の指定管理者を募集するにあたり、地方自治法第244条の2第1項及び第3項に基づき当該施設を公の施設として施設条例に定める必要があることから本議会における施設条例の改正をあげさせていただいたところです。

説明については、以上です。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

説明の中でちゃんと言われたんだと思うのですが、改めて確認のためにお聞きしますが、普通、一般的に考えて、施設があって施行日が出てくるのではないかなというのが普通の考えだと思うのです。今回、施設がなくても施行日を早目に設定というか、令和3年4月1日ということですから、過去にも例があったのかもしれませんが、改めてそのへんのことについて、なぜということをしかりと説明をみんなにわかるようにしていただけたらと思いますから、お願いします。

□農林部長（青垣俊司）

施行日につきましては、一般的には、建物ができて供用開始の日を施行日とするのが一般的でございます。このことについては、それぞれのそのときの施設の事情によりまして、今回のように指定管理者を早目に募集する場合には、施設条例が必要であるということがあります。また、その施行日についても、とくにこれではなければならないというものがないということで、現在、4月に入って指定管理者を募集するという今回の予定の中で、指定の施行日を令和3年4月1日とすることに決定したものでございます。

○委員（野村勝憲）

前、駐車場のことをお聞きしたと思いますけれども、占用ということはできないと思います。道の駅アルプ飛騨古川の駐車場を使うということなんですけれども、優先的にその前をとという話は道の駅のほうとはされているのですか。例えば、農産物を納める方が朝方当然、その直売所のところで荷物を出し入れするわけですよね。そういったところの配慮というのは、どうされているのですか。

□農業振興課長（堀之上亮一）

国土交通省のほうとは直接、優先的にという話はしておりませんが、当然道の駅の中にできる農産物直売所の利用者ということですので、そのようにすぐ近くにあるバックヤード前の横の駐車スペースを活用させていただくという予定でいます。

○委員（野村勝憲）

例えば、久々野にある道の駅飛騨街道なぎさに比べて駐車場がトラックを含めて空いているんですよ。ですからそのへんは、農産物、とくにお客さんを入れなきゃいけないので、そのへんの配慮は国土交通省のほうに強く申し入れさせていただいて、利活用が高まるようお願いしたいと思います。

○委員（澤史朗）

先ほどの水上委員の質問の続きになるかもしれませんが、先ほどの説明で自治法上第242条の2ですか。いわゆる指定管理施設を公募するにあたって、この施設条例がないと公募できないという説明だったと思うんですけれども、実際まだ実施設計がのびている段階で、当然、募集するにあたっては、募集要項並びに仕様書の中に地番はわかりますけれども、建物の面積であるとかそういったものが細かくでてくると思うんですね、仕様書には。そういったことで、4月からやるというのは、ちょっと無理があるのではないかと。せめてその実施設計ができたところで、募集をかけてもよろしいんじゃないかというふうに考えるんですけれども、そのへんというのは、要項並びに仕様書の関係ですけれども、この短期間で、今、準備をしていらっしゃると思うんですけれども、十分に中身的にできるのかどうか。回答をお願いします。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

募集要項につきましては、現在、作成を急いでいるところでございます。内容につきましては、その施設の場所、施設の面積等をうたっているということです。また、今回の指定管理の業務の内容について細かく書いているといったこと。それからこれまでいろいろ検討をしてきました農産物直売施設に何が求められるかというその姿をその募集要項の中にうたいこんで、それで募集をかけることにしています。建物の実際の細かな図面まではつけないのですが、そういった中で募集要項をつくっていくということで予定をしております。

○委員（澤史朗）

青写真というか、基本設計は既に終わっているのしょうから面積等が出るのですが、今回は直売所、いわゆる販売だけではなくて、加工するところがありますよね。いわゆる加工のスペースであるとか、そこがどれくらいの大きさになるとか、そういったことが応募者のほうでわかっていないとなかなか申請書を応募のときに書くときにその工夫をどこにどのようにしていくのかというようなことも当然必要になってくるので、そういったところがしっかりと予定のスケジュールでしっかりと間に合っていくのかどうかということをお聞かせください。

□農業振興課課長補佐（麻生貴秀）

現在、詳細設計の状況からしますと、アウトライン、いわゆる建物の外のライン、それからどこが売り場スペース、どこが今の調理スペース、バックヤードがどのあたりにくるかという大枠の概略図というのが今できている状況です。それを踏まえて、募集要項の添付としてその図面をお付けして、その中でどういう活動ができるかということは応募の際に提案していただくという格好になっています。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第22号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第30号 指定管理者の指定について（飛騨市奥飛騨山之村牧場）

●委員長（井端浩二）

次に、議案第30号、指定管理者の指定について（飛騨市奥飛騨山之村牧場）を議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

それでは議案第30号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。今回の対象となります施設の名称は、飛騨市奥飛騨山之村牧場。指定管理者となる団体の名称は、山之村牧場株式会社。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。資料の1ページのほうをお願いします。

今回の申請者、山之村牧場株式会社は、平成21年から12年間、本施設の指定管理者として指定を受けております。近年の入り込み客数としましては、平成30年度、1万9,300人、令和元年度、2万100人と2万人前後で推移していましたが、令和2年度については今のところ1万800人と新型コロナの影響もあって落ち込んでいるところでございます。

3ページのほうをお願いします。表7、加点項目審査にかかる提案書について説明させていただきます。今回の提案内容として、施設入場料をこれまでと同じく無料としています。また、施設の利用促進のための方策としてホームページやSNSを利用したの情報発信やケーブルテレビCMを利用する提案となっております。さらに山之村地域との連携として地域の観光事業者との意見交換や地域のイベントへの参加をあげておられます。

4ページのほうをお願いします。個別項目として山之村牧場感謝祭の実施や野菜直販コーナーの運営、肉製品・乳製品の出荷拡大を図り、山之村ブランドの知名度向上を目指すといった提案となっております。

5ページのほうをお願いします。人員配置計画として正社員6名、委託1名としております。また各担当は繁忙期などお互いカバーできるように複数の部門が勤務できる体制としています。

6ページのほうをお願いします。収支計画です。収入につきましては、ソーセージや乳製品、物販やレストランでの販売収入です。また、施設の利用者見込みについては、コロナの影響及びそこからの回復を見込み、1万8,000人から2万2,000人とする計画となっております。指定管理料につきましては、最下段、毎年2,520万1,000円としています。

7ページのほうをお願いします。法人概要書です。法人設立は、平成20年11月4日。従業員数は、正社員6名、パートについては繁忙期等を含め29名となっております。山之村牧場の指定管理者についての説明は以上です。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（澤史朗）

今回の指定管理施設の更新がいくつか出ているのですけれども、これは山之村牧場に
限ったことではないのですけれども、今まで観光施設に関しては、指定管理期間が3年
で更新をされてきたと思うのですけれども、一度どこかで説明があったかと思うですけ
れども、それは今回から5年に全てなっているというところのその理由をもう一度お聞
かせ願えないでしょうか。

□地域振興課長（田中義也）

指定管理の運営に関しまして、内部のほうで、指定管理者制度にかかるガイドライン
というものを設けておりまして、その中で指定管理期間についてもうたっております。
そのルール、飛騨市の独自ルールなんですけれども、今、現在のルールとしましては、
新たに指定管理者制度を導入する施設につきましては、第1期目につきましては、指定
管理期間を3年間。指定管理の更新を受けて2回目以降の指定管理施設の管理につきま
しては、期間を5年間ということの基本にして募集をかけています。

○委員（澤史朗）

そうすると初めて指定管理を受ける指定管理者については3年間ということですか。

それとも施設が新しい施設に関しては3年間、どちらでしょうか。

□地域振興課長（田中義也）

施設が新しく指定管理者制度を導入する場合に3年間ということにしています。

○委員（澤史朗）

その施設の種類によって、3年とか5年とか区別するわけではない。前は文化施設等
は、5年間になっていたんですけれども、産業施設だとか、観光施設だとかは3年間の
ままずっと推移していたんですけれども、施設によってわかるわけではないということ
をちょっと確認させてください。

□地域振興課長（田中義也）

以前は施設ごとにそういった3年とか5年とかをその都度、今おっしゃられたように
検討していたのですが、これはガイドラインを平成30年度の募集のときから統一事項
として改訂をしまして、今ほど説明しましたとおりの設定としています。

●委員長（井端浩二）

ほかにごございませんか。

○委員（水上雅廣）

収支計画を伺いたいのですが、この収支計画を見せていただくと、令和3年度、令和
4年度は指定管理料を入れても赤字なんですね。将来的に取り戻していくということだ
すか。有料の利用者見込みからその収入の部分を見込んで計上をされているとは思いま
すけれども、その単価の上げ幅が何かしら全体でわった分とあげた分とでわったので、

すこし多めにみてあるような気がしますし、こうならないと赤字が続くことになる可能性もあるのかなとすこし心配になるのですが、そういったところの確認というか認識は
どういうふうに思ってみえますか。

□神岡振興事務所建設農林課課長補佐（水口晃）

たしかに議員おっしゃられますように心配な数字なような映り方をしておりますけれども、令和3年度、令和4年度につきましては、コロナの影響が若干まだ残るであろうというふうに見込んでいまして、収入合計のほうですね、すこし抑えぎみにしております。ただ、実際、令和5年度から令和7年度にかけて約4,200万円、この収支につきましては、コロナの前の前々年度の実績を申し上げますと、売上高で約3,400万円弱ほどあがっています。ですので、そのへんも加味しながら入れた数字でございます。またすこしずつ支出のほうがあがっているかと思っておりますけれども、これにつきましては、常勤職員の手当を少しずつ上げていくと。もっとも、今20代の職員が2名おりますので、一律同じ金額ではなかなかちょっといきにくいということもありまして、人件費のほうを若干上げつつ、このような数字となっております。

○委員（水上雅廣）

経営をしていくには不安はないということによろしいんですね。

□神岡振興事務所建設農林課課長補佐（水口晃）

はい、議員おっしゃられるとおりでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第30号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時40分 再開 午後1時42分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第31号 指定管理者の指定について（飛騨市数河グラウンド）

●委員長（井端浩二）

次に、議案第31号、指定管理者の指定について（飛騨市数河グラウンド）を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

議案がたくさんございますので、説明のほう簡略化させていただきますことと、直近の利用者数につきましては、令和元年度分を報告させていただきますので、よろしくお願いたします。議案第31号、市は次のように指定管理者を指定する。1、施設の名称は「飛騨市数河グラウンド」。2、指定管理者となる団体の名称は「数河高原観光協会 会長 池田政則（いけだまさのり）」。3、指定の期間は「令和3年4月から5年間」です。

この数河グラウンドですが管理する施設名は、メインである天然芝の数河高原ラグビー場、人工芝の古川町ラグビー場、菅生池の高台にある天然芝の数河平成グラウンド、菅生池の奥にあるクレーの数河高原グラウンド、国道脇のクレーの数河緑地広場の5施設でございます。令和元年度の利用者数は2万1,135人。指定管理料は299万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（水上雅廣）

利用者数ですが、実績で2万1,135人ですね。計画でこの先々2,200人。こんなに差があるんですか。

□観光課長（洞口廣之）

大変申しわけございません。この収支計画なんですけど、私どもに提出されているのは各年度の詳細を5年間分提出していただいて、その総括表としてこのページがついてございました。一桁誤っております。申しわけございません。2万2,000人というこ

とで、提出されています。失礼いたしました。

●委員長（井端浩二）

2, 200人を2万2, 000人に訂正してください。ほかございませんか。

○委員（水上雅廣）

全体的な話になるのかもしれませんが、今のコロナの関係、先ほども山之村の関係でありましたけれども、そういったものというのは、今、査定というか審査をやったりするときにどんなふうを考えてこれを審査されたのかお聞かせいただいてよろしいですか。

□観光課長（洞口廣之）

まだ議案の説明をさせていただいておりませんが、類似をしています古川ふれあい広場、流葉グラウンド、あわせてお話をさせていただきたいと思います。この数河グラウンド及び古川ふれあい広場につきましては、サッカーですとかラグビーですとか大きな大会を主催してやっていただく中核的な団体がございます。その中核的な団体がそれぞれの学校等に呼びかけて、大きな合宿とか大会を開催していただいているのですが、指定管理者にお聞きしましたところ、そういった団体からは、令和3年度につきましては、コロナ以前のかたちに何とか戻したいということで確認をして、お互い今、宿の手配等についても協議をしているということでございました。

それから流葉につきましては、少し落ちたような提案になっているのではないかと思います。流葉につきましては、基本的に、ちょっと固有名詞は申し上げませんが、フットボールクラブさんが、ホームグラウンドのようなかたちで活用していただいておりますけれども、基本的には各お宿さんがそれぞれのコネクションでつながりのある高校ですとか大学の方を呼んで、そこで合宿をしたいということでございます。そういった中で、流葉だけがちょっとコロナの影響も見込んでいるということも確認をいたしましたけれども、ここについては、そういった中核的なところでこうやろうということがまだできていないということから、歳出を抑える中で何とか今期の指定管理の期間内には、昨年度のコロナ禍が蔓延する前の状態まで戻したいというかたちで提案をいただいておりますので、この点につきましては、指定管理者からの申請を尊重させていただいたというかたちで認めているところでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

今ご説明がありましたけれども、宿泊関係だと大会とか合宿の開催によって、当然グラウンドは利用するんですけれども、そのまわりへの波及効果といいますか、当然この数河だけでなく、流葉であったり、黒内のふれあい広場であったりするんですけれども、そういったことはどの程度になるのかということは把握していらっしゃるでしょうか。

□観光課長（洞口廣之）

当然、こういう施設を利用していただいた昼食の弁当代とかそういったこともかかってくるかと思いますが、その数字的なものは今、持ち合わせておりません。ただ、今ほど議員さん、宿泊ということをおっしゃっていただいたかと思いますが、コロナ禍の蔓延以前の数値になりますが、やはり市内の宿泊施設というのは、8月の宿泊者数というのは、突出して多いんですね。年間の宿泊者数が10万人程度なんですけど、8月だけで、2万2,000人ぐらいのびます。これは、内訳を申し上げますと、古川も増えます。通常4,000人ぐらいのところは7,000人ぐらいになりますし、数河につきましては、ほとんどほかの月はあまりない中で、8月が4,000人ぐらい。流葉もですね、冬場と同じくらいで一昨年では、5,911人という宿泊ということで、こういったスポーツコンベンション、こういったかたちでの市内の宿泊事業者に与える影響というのは、非常に大きなものがあるというふうに認識をしています。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

議案第31号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第32号 指定管理者の指定について（飛驒古川ふれあい広場施設）

●委員長（井端浩二）

続きまして、議案第32号、指定管理者の指定について（飛驒古川ふれあい広場施設）を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

議案第32号、市は、次のとおり指定管理者を指定する。

1、施設の名称「飛驒市古川ふれあい広場」。2、指定管理者となる団体の名称は「株式会社飛驒ゆい 代表取締役社長 中畑広一（なかはたひろかず）」。3、指定の期間は

「令和3年4月から5年間」です。

このふれあい広場ですが、管理する具体の施設名は天然芝2面がとれるふれあい広場W、道路下にあります天然芝1面のふれあい広場V、人工芝1面のふれあい広場X、あとは管理棟と管理棟裏手に広がるふれあいの森広場でございます。令和元年度の利用者数は1万6,777人。指定管理料は2,090万円でございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（澤史朗）

収支計画書の中の収入のその他というのは、具体的にどんな収入があるのでしょうか。

□観光課長（洞口廣之）

このふれあい広場の管理をいただいております管理者につきましては、プロのチームに活用していただけるような芝のクオリティを整える技術を持っておられます。この方が実は、数河の芝の状態が悪かったときに委託というようなかたちの中で、これは市が委託をいたしますけれども、通常管理以上の芝の修繕等をお願いしております、今年度も実は予算計上させていただいておりますが、そこをその他というかたちで、計上されたものと思われま。

○委員（澤史朗）

それで計上されているのは、わかるのですが、それは飛騨ゆい自体が行っているものですね。どこの施設にたまたまそのグラウンドキーパーというか、その名前を出ている方がそれを管理されて、ほかの天然芝のグラウンドに行かれると思うんですけども、その方がここに所属しているからここに計上しているということで、飛騨ゆい全体の収入、その他としてあげてあるんですけど、目的として、これは施設ごとに指定管理を出すものですから、例えば飛騨ゆいの中、全体の中ではほかのグラウンドキーパーじゃないですけど、そういったことの業務も当然入ってくることはあると思うのですが、この施設にそれを入れ込んでいいの。結局、施設、ちがうところへ行って、作業をしてくるということなんですけれども、ちょっとそのへんがわかるような説明をいただくとありがたいのですが。

□観光課長（洞口廣之）

委員のご指摘もごもっともなことかと思っておりますけれども、ご存じのように飛騨ゆいさんというのは、市内の公共施設の多数の管理をいただいております。その1つ、1つの施設の収支が全てこの指定管理料だけで黒字になっていくかどうかということは、むずかしい部分もございます。施設によっては、こういった自助努力の中で大きな黒字、そこに所属している職員のスキルにもよりますけれども、そのほかの施設で生じているようなケースも穴埋めして、飛騨ゆい全体として収支を整えているというのが実態でございます。その中でグラウンドキーパーの方につきましては、この施設の統括という

こともございまして、これはここに入っていることがいいのかどうかということは別にいたしますけれども、そういった意味では、全体の私どもの評価をかえるようなことではないかなと思っていますし、こういったかたちで自主事業を織りまぜながらこの施設を守っていただいているんだということで理解をしているところでございます。

○委員（澤史朗）

これは、飛騨ゆいさんのほうの経理の関係だとは思いますが、例えば、河合のローズガーデン、今、直営で管理を飛騨ゆいさんに委託されていますけれども、それというのは、たぶん施設がないから、飛騨ゆいの自主事業というか、本体の会計に入ってきていると思うんですね。指定管理の財布とは別のところに入ってきている。だから考え方によっては、これもまったく外の仕事で、直接このグラウンドに関係するものではない。たまたまその人物がここに所属しているということなので、そのへんは非常に経理上の問題なので判断が難しいんですけども、そのへんを明確にする方法もあるし、このようにしてあらわすという方法もあると思うのですが、今回はこのような方法をとっていただいたということで、今後そのへんも飛騨ゆいさんと同様ながら、果たしてそういった委託事業が今の話、これ1本じゃないので、ほかにもあるので、そういったところを委託事業のとして、自主事業の中で、全体の表の中で委託事業というのが出てくるんですね。そちらのほうに入れてもらったほうがある意味、すっきりするかなと。ただし、そうすると指定管理料が変わってきます。そのへんのところをしっかりと両方で検討をしていただければありがたいと思います。

○委員（徳島純次）

非常に細かいことで申しわけないのですが、収支計画書、ここだけじゃなくて、指定管理者の支出計画書を見ているとほぼ5年間同一なんですね。利用者の見込みなんかは非常に見にくいんでしょうから同一だとしても、私が違和感を感じるのが、常勤の職員の手当が5年間1円も変わらない。では、5年間賃上げしないで済むのかという問題も。細かいとは思いますが。民間から考えると5年間、中期計画ですよ。中期計画が全く変わらないというのも何となく違和感を感じるんですね。もう少しそのへん配慮があってしかるべきじゃないかなと思うのですが、そのへんどのように考えてみえるか、伺います。

□観光課長（洞口廣之）

ご指摘、本当にごもつともかと思えます。ただ、先ほど申しましたように飛騨ゆいさんというのは、その施設の閑繁に応じてですね、従業員さんをいろんなところに移しながら、回しながら、地域の雇用を守り、またその時期に必要な施設の管理、事業を確保されているという、言ってみればうまいバランスの中で、運営をいただいている会社でございます。ですから個人別で見ますと、当然毎年同じということはあり得ませんし、これを見たときにそういう疑念を抱かれることもわかるのですが、全体の中でいうとやはりこういう表し方での計画にしかかなり得ないのかなということをおもっています。

で、よろしくお願いいたします。

○委員（徳島純次）

飛騨ゆいさんは、そういうローテーションがあつて、よくわかるんですけども、例えば、先ほど出ました山之村の牧場、全部5年間一緒なんですね。あそこはパートさんが多いというのもあるのかもしれないけれども。指定管理者の計画というと、ほとんどがこのへんの人件費だと全て一緒になっているし、利用者計画も全く一緒というところも多いんですね。変えてあるところもありますけれど。そういうのを見ると、本当にそうなのと。もし利用者が一緒でも賃金が上がっていけばそれだけ収支を圧迫するわけですから、そのへんは配慮してもらわないと。増額しないと、本当にこの収支計画で会社うまくいくのかとみるときにね、見にくくなると思うんですよね。ですから、大変だとは思うんですよ。そのへんを今後の課題として捉えていただきたいと思いますが、いかがですか。

□観光課長（洞口廣之）

ご指摘を承りました。またいろいろと勉強していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員（野村勝憲）

今の徳島委員の関連で、やはりその例えば飛騨ゆいの場合は株式会社化しているわけですね。組合とか協会というのは、わからないでもないんですけども、株式会社化したということは、当然、利益をうみださなきゃいけないわけですね。株主配当というのがあるわけですね。そういう観点からしたら、やはりもうすこしめり張りのついた、これから株主は飛騨市なので。そういう指導をお願いしたいわけですね。そういうめり張りのついた。収益ももちろんだけれども、例えば集客するのに2万人なら2万人、横並びということではなくて、今回のコロナの影響はわからなくもないんですけども、コロナ後のことも考えた数字も当然出てこなきゃいけないので、そのへんをぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

ご指摘ありがとうございます。今、来年度の目標はコロナ前に戻したいという目標ですが、その後4年間、5年先の部分につきましては、やはりいろんな努力をされて少しずつでも利用客をあげることに、また収益をあげることに努力していただきたいと思いますし、市のほうといたしましてもお願いといたしますか、指導をしていきたいなということを考えています。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

議案第32号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第33号 指定管理者の指定について（なかんじょ川関連）
から

◆議案第36号 指定管理者の指定について（飛騨市やまびこ学園）

●委員長（井端浩二）

続きまして、議案第33号、指定管理者の指定について（なかんじょ川関連）から議案第36号、指定管理者の指定について（飛騨市やまびこ学園）までの4案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

議案第33号、指定管理者の指定について（なかんじょ川関連）、議案第34号、指定管理者の指定について（飛騨市河合森林総合利用施設）、議案第35号、指定管理者の指定について（飛騨市アスク山王）、議案第36号、指定管理者の指定について（飛騨市やまびこ学園）は、いずれも河合町内の施設でございます。2、指定管理者となる団体の名称は「株式会社飛騨ゆい 代表取締役社長 中畑広一」。3、指定の期間は「令和3年4月から5年間」でございます。

まず、なかんじょ川関連でございますが、宿泊コテージ12棟と、釣り公園、2階建て休憩所、野外劇場が主な管理施設でございます。

令和元年度の利用者数は、4,737人。指定管理料は、88万円でございます。

続きまして、議案第34号、河合森林総合利用施設、通称Y u M eハウスでございますが、客室9室と宴会用兼会議室がある施設でございます。令和元年度の利用者数は、3,030人。指定管理料は、ゼロ円でございます。

続きまして、議案第35号、飛騨市アスク山王は、宿泊コテージ5棟と体験実習棟、交流棟など4棟が主な管理施設でございます。令和元年度の利用者数は、484人。指定管理料は、64万円でございます。

議案第36号の飛騨市やまびこ学園は、和・洋室あわせて12室あるホテル風建物でございます。令和元年度の利用者数は3,487人。指定管理料は232万8,000円でございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑は議案番号を述べて行ってください。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

●委員長（井端浩二）

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。

討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

はじめに、議案第33号について採決を行います。議案第33号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第34号について採決を行います。

議案第34号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に議案第35号について採決を行います。

議案第35号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第36号について採決を行います。

議案第36号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長(井端浩二)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第37号 指定管理者の指定について(飛騨市まんがサミットハウス、飛騨市宮川温泉おんり〜湯、飛騨市アゴラ広場、飛騨市カフェテリア白木ヶ峰)及び

◆議案第38号 指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)

●委員長(井端浩二)

続きまして、議案第37号、指定管理者の指定について(飛騨市まんがサミットハウス、飛騨市宮川温泉おんり〜湯、飛騨市アゴラ広場、飛騨市カフェテリア白木ヶ峰)及び議案第38号、指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)の2案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長(清水貢)

議案第37号、飛騨市まんがサミットハウス、宮川温泉おんり〜湯、アゴラ広場、カフェテリア白木ヶ峰の4施設、及び議案第38号、飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわにつきまして、市は次のとおり指定管理者を指定いたします。

いずれも宮川町内施設でございます。2、指定管理者となる団体の名称は「株式会社飛騨ゆい 代表取締役社長 中畑広一」、3、指定の期間は「令和3年4月から5年間」です。

まず、まんがサミットハウスは図書施設と宿泊部屋6室、おんり〜湯は男女浴室と流水プール及び休憩用和室、アゴラ広場は屋外半開放のステージ、カフェテリア白木ヶ峰は厨房・食堂と2階に宴会部屋2室が主な管理施設でございます。令和元年度の利用者数は、1万6,699人。指定管理料は、3,300万円でございます。

次に、議案第38号、ナチュラルみやがわは、宿泊用コテージ7棟と創作研修棟と調理棟、管理棟が主な管理施設でございます。令和元年度の利用者数は、974人。指定管理料は、ゼロ円でございます。

以上で説明を終わります。

●委員長(井端浩二)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

全体のことで、今、説明のあったのは、議案第32号から議案第38号まで。一応全て飛騨ゆいさんが担当しているところなんです。それで、今全部の施設を入れますと、10施設くらい今あるんですけど、現在、飛騨ゆいは全て入れて何施設担当しているのですか。この中に古川は入ってないですよ。あるいは、河合の温泉も入っていない。そういうものを入れると。

●委員長（井端浩二）

説明を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

ここに載っていないのは、古川のすば一ふる、ホテル季古里、スキー場とゆうわ〜くはうすの4施設がございます。

○委員（野村勝憲）

今、説明があったのをトータルすると、ゼロ円のところもありますけれども、大体年間で5,800万円の指定管理料がようになってくるわけですね。そうしますと、5年間ですと、約3億円の指定管理料と。このまま推移してね。ということになってくる。そこで問題は、5年先のことを飛騨市の人口減少を含めて考えていかなければならないと思うんです。例えば温泉が多いということもあって、そうすると、きのうも入湯料がコロナのこともあって下がってきているということで、やはり利用客数も減っていくと思います。そういうことを今から考えて、5年後はですね、恐らく飛騨市の人口は、今2万3,000人台ですけども、恐らく2万1,000人前後になろうかと思えます。そういったことも踏まえて、やはりこれから飛騨ゆいさんだけじゃないんですけども、指定管理のスクラップ&ビルドというものを考えていかなきゃいかん。なぜかと言いますと、ほとんどの施設は旧、合併前にできているわけですね。古川町であり、河合町であり、宮川町であり、神岡町であり。それぞれが競い合ってやった。それはその時代でよかったと思うんです。しかし、時代がこういうふうに変わってくるということになってくると、ある程度、思い切った作戦をとらなければいけないときがくると思いますが、まず今からある程度のスクラップ&ビルドというものを考えて経営していかなきゃいけないのではないかなと思います。その点はいかがでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

当然、やっぱりそう考えていかなざるを得ないんだと思うんです。その際にとくに赤字の施設ですね、ここをどうするかということになってきます。例えば、季古里のように黒字が出せている施設はいいんですが、赤字のところをどうするかと。

午前中、総務常任委員会の議論でもあったんですが、例えば、ゆうわ〜くはうすのよ

うに赤字ですし、入浴施設というのは非常に設備の傷みが激しいものですから、負担が大きいんですけども、他方で河合唯一の飲食ができるというような機関になっていたり。Y u M e ハウスもありますけど、角川周辺ですと、やはり普段食事ができるという意味では非常にニーズが高かったりする。そのあたりをどう踏まえるのかということバランスとっていかざるを得ないということなんですね。そうして考えたときに、観光の施設、とくにそういった要素のない観光の施設がまずスクラップの対象になっていかざるを得ないだろうと思うんです。ある程度、今、維持費で横ばいで行く分には飛騨市の財政的には何とかいけると思うんですが、問題が大きな修繕が発生したときで、このときにはひょっとすると決断を迫られざるを得ないことがあり得る。例えば、温浴施設で何か故障しましたとかあるいは湯が出なくなりましたとか、そういったときはお金をかけて保全するんじゃなくて、もう廃止するということを決断せざるを得なくなるのかな。恐らくそのタイミングのほうは早く来るんじゃないかというふうに思っております、そのようなところをにらみながらですね、やっていくと。

あとはもう一つは、コロナ前にいくつか県内の南部のほうの会社で、こうした指定管理施設を結構うまくやっておられるような会社、大きく人をのばしているような会社があって、そういったところにみていただいて、評価もいただいているんですけども、やっぱりそういったところでも、ここは何とかなるけど、ここは何ともならないというところもあるんですから、そうしたことも見てもらったりですね、いろんなことをしながら行く末を決めていくということになるかと思いますが、大筋は委員おっしゃるような感じで考えていかざるを得ないかなと思っております。

○委員（野村勝憲）

やっぱり民間に委託・売却するという手もですね、やっぱり商品力のあるうちにやらないといかんと思いますので、やっぱりそういうタイミングを見定めてね、やっぱりそういうかたちで地域経営をやってもらいたいなと思います。

○委員（澤史朗）

おんり～湯の収支計画書なんですけれども、また先ほどと同じようであるんですけど、収入のところが2段に分かれていますよね。利用料金収入、その他もそれぞれ。2段に分かれているんですけども、たぶんこれは、おんり～湯とまんが王国っていうか、まんがサミットハウスによって分けているのかなというふうに推測するんですけども。そして、他の施設も全部そうなんですけど、備考欄が全く白紙ですよ。多分これって、申請段階ではここに入っているはずなんですよ。それをなぜあえて全部消してあるのかなという。これ、そこのところに一言書いていただければ、そやなっていうふうにしてわかりやすいんですけども、何かあえて白紙にしてあるようなことを勘ぐってしまっただけではいけないでしょうか。この2段になっているのは、どういうふうなことなのか、ちょっと説明願います。

□観光課長（洞口廣之）

先ほども申し上げましたが、各施設の収支計画につきましては、各年度、もう少し細かな収支計画を出していただいております、今、ご指摘のありましたおんり～湯の利用料金収入、上段と下段の差は上段が入館料、下段が宿泊料。入館料というのは、要するに温泉の部分ですね。下段が宿泊料ということで、提出がございました。それからその他につきましても、売上とか雑入ということになります、上段が食堂の利用ですね。飲食の利用の収入。下段が売店ですとか自販機、RVパークの収入ということで提出されております、これ実は見て、またちょっと議会のほうにですね、ここまでの全ての詳細を出していないということの不備ということはあるかと思えますけれども、決してですね、この備考欄をこちらで消したわけではございませんで、私どもに提出のあったもの、これはあくまでも5年間の総額を見るというような位置づけでしか私どもも見ておりません、申しわけないんですが、しっかり各年度については、その内容についても私どもに提出をいただいておりますし、確認もさせていただいているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員（水上雅廣）

全般的なことで、企画もいらっしゃるのでお聞きをいたしますけれども、今の飛騨ゆいの話だけでも、飛騨ゆいが受けようとしているというか、今かかわっている案件も含めてですけれども、総務常任委員会のほうでもさっき審査あったと思うんですけども、分かれていますよね。そういったときの審査の目ぞろえというのは、指定管理を審査される時の目ぞろえ。例えば、この事業評価の関係とかって、だれかがしっかりとそういう管理というのは、されてやっておられるのかな。何を心配するかというと、部局が分かれたことによって、目が違う観点で、確かに健康増進なので、そういう観点での評価というのはあったり、スポーツ施設になるのでそういう観点の評価というのはあったりするのかもしれませんが、何と言ったらいいのかな。さっきも市民福祉部長の説明を聞くと、その観光のときの説明とは少し違和感があるといったことがあるんですね。そのA B C D評価のCとDあたりの考え方とか、CとBの考え方とかに多少その差が出てくるんじゃないかなというような気がする、そのへんの目ぞろえが1点と、それからこの先の予算なんですけど、指定管理料というのは、こういうことで、きちんと決められますけど、例えば、観光施設にあったんで、修繕とかいろんなことに対しても、手当もできていく。けれども、教育委員会になると、そういったところの予算配分というのはそもそもやすい。そもそも薄いんじゃないかなという気がするんですけど、そうすると必然的にうすくなってしまうとか、そういったことはないのかなという心配が若干あるので、そのへんについては大丈夫でしょうかね。

△市長（都竹淳也）

後段の予算の話を私から申し上げて、目ぞろえのところはちょっと企画から話してもらいたいと思うんですが、予算に関して言うと、今回ですね、管財課に指定管理係とい

うのをつくって、地域振興課がもっていた指定管理施設全般の管理の部分に移管して、本来はですね、指定管理施設を全部移管したいんですが、当座ですね、数が少ないところで課に負担がないところはもっておいてもらってですね、観光課の所管施設は数多くて、なおかつ観光課の仕事を結構圧迫しているので、そこは切り離して、まず観光課の所管施設を指定管理系のほうへ移管したいというふうに思っています。その意味からすると、修繕関係のものも管財課が予算を持つ格好になりますから、全般の中でそれこそ目ぞろえと言いますか、バランスをとりながらですね、全体的な視点の中で見ていってもらおうということになろうと思いますし、ただ運営についてはですね、引き続き、その例えばそこを活用してどう誘客するかとかそこでどういうイベントをやって観光振興につなげたいかってことはそれぞれの観光課なり担当課でやってもらいたいと思いますけれど、ハードのところは一元化することによって、横並び的な、それこそまさしく委員おっしゃるような目ぞろえ感をしっかり出していきたいなと思っているところで、予算もそういう意味で確保していきたいと思っているところでございます。

□企画部長（岡部浩司）

先ほどの目ぞろえの件がございましたけれども、選定に当たりましては、副市長を委員長としまして、私、企画部長が副委員長でございますけれども、選定委員会を立ち上げておりまして、そちらのほうでいちいちこの評点確認しまして、実際、ここに至るまでに何度もやり直しというかたちもさせていただいておりますけれども、それでもどうしてもやっぱり文言とかいろいろその内容によってちょっと評点が分かれてしまっているんで、多少ちょっと差があるのかなというところも出てしまっているかもしれませんけれども、基本的にかなり各部長に見ていただいてですね、その中で同じような評価ができるようなかたちでやってきたということでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

●委員長（井端浩二）

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。

討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

議案第37号について採決を行います。議案第37号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第38号について採決を行います。

議案第38号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第39号 指定管理者の指定について（山之村キャンプ場）

●委員長（井端浩二）

続きまして、議案第39号、指定管理者の指定について（山之村キャンプ場）を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

議案第39号、市は、次のとおり指定管理者を指定する。

1、施設の名称は、「山之村キャンプ場」。2、指定管理者となる団体の名称は、「山之村観光株式会社 代表取締役 小萱俊一（こかやしゅんいち）」。3、指定の期間は「令和3年4月から5年間」です。

管理する主な施設は、キャンプサイトではバンガロー6棟とコテージ5棟及び炊事場3棟。食堂側では管理棟兼食堂と情報提供施設及びトイレが主な施設でございます。

令和元年度の利用者数は3,555人。指定管理料は168万7,000円でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

□地域振興課長（田中義也）

今ほどの説明の中で69ページの収支計画書の一番上段、有料利用見込人数ですがけれども、これは先ほどと同じように年度の個別の資料からの転記のあやまりが今わかりまして、各年、1,200人と記載がありますけれども、これは各年4,000人のあやまりですので、訂正のほうをよろしく願います。

●委員長（井端浩二）

訂正で1,200人から4,000人に訂正するということです。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

議案第39条は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第40号 指定管理者の指定について（飛騨市流葉交流広場、飛騨市流葉自然休養園）

●委員長（井端浩二）

続きまして、議案第40号、指定管理者の指定について（飛騨市流葉交流広場、飛騨市流葉自然休養園）を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

議案第40号、市は、次のとおり指定管理者を指定する。

1、施設の名称は「流葉交流広場、流葉自然休養園」。2、指定管理者となる団体の名称は、「流葉観光開発協同組合 代表理事 大岩博和（おおいわひろかず）」。3、指定の期間は「令和3年4月から5年間」でございます。

管理する施設は、メインの人工芝の多目的広場、クレーの流葉自然休養園運動場と数河側の国道脇にあるクレーの古畑運動場の3施設でございます。令和元年度の利用者数は1万1,980人。指定管理料は94万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（野村勝憲）

再確認ですけれども、有料利用者見込みは令和3年度が5,000人で、令和7年度が1万4,000人と入っていますけれども、これはまちがいないですね。

□観光課長（洞口廣之）

令和3年度の見込みの数字につきましては、本年度の数字とほぼ拮抗しております。それから最終年度の数字につきましては、コロナ蔓延後の実数に拮抗しております。先ほどすこし触れさせていただきましたが、今期の指定管理の期間内をもって、コロナ蔓

延前までの状態に戻したいという計画で提出をいただいたものでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

議案第40号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第41号 指定管理者の指定について（飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館）

●委員長（井端浩二）

続きまして、議案第41号、指定管理者の指定について（飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館）を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

議案第41号、市は、次のとおり指定管理者を指定する。

1、施設の名称は、「飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館」。2、指定管理者となる団体の名称は、「河合町手漉き和紙組合 組合長 柏木昭人（かしわぎあきと）」。3、指定の期間は「令和3年4月から5年間」でございます。

管理する施設は、鉄筋3階建てで1階が作業室と研修室、2階が実習室と即売コーナー、3階が展示室となっています。令和元年度の利用者数は、325人。指定管理料は、74万6,000円でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（澤史朗）

この施設もずっと長い間続いている施設なんですけれども、なかなか大変な施設なのかなというふうに思っております。河合のローズガーデンの向かいにあるんですけれども、私も以前、団体でというか小中学生を連れて行って利用したことはあるんですけれども、そのときと多分やり方はそんなに変わってないだろうなと思うんですが、今回5年の更

新でやってきたんですけれども、これもこのまま更新していくのがちょっと方針だけを聞かせていただきたいんですけれども。ローズガーデンのようなかたちで直営に戻して委託する。いわゆるこの利用客が常時あるわけではなくて、これ、いきなりぽっと行ってもじゃあ体験させてくださいっていうわけにはいかない。必ず電話予約で行く施設なんです。そうした場合にその必要時だけ委託できるような体制をとっていけば、ここの管理者にとっても少し楽になるんじゃないかなと。結局、この指定管理料は出ているんですけど、これで光熱水費をだしたら、実際にここの人件費にあたる部分というのは、わずかなんですよね。ここの部分を委託するというようなかたちでもっていけないのかなと。今回は別として、今後の方針としてどのようなことをお考えであるかお聞きできればありがたいです。

△市長（都竹淳也）

おっしゃるのは、私も同感なんですけど、手漉き和紙組合とのちょっと長い間、河合村時代からの関係等といろいろありまして、なかなかこう思ったかたちにするにはいろんな課題もあるということなものですから、この5年間、引き続き様子を見ながら、また少しずつ議論をしていきたいと。これまでも少し議論をしたこともあったんですが、なかなかいろいろ課題もありますので、そのへんを踏まえながらですね、少しずつ前進というかたちで、ここのあり方について考えていきたいなと思っているところでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

議案第41号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 2 時 3 3 分 再開 午後 2 時 4 0 分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第 2 3 号 飛騨市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
から

◆議案第 2 5 号 飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
について

●委員長（井端浩二）

次に、議案第 2 3 号、飛騨市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてから議案第 2 5 号、飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてまでの 3 案件を会議規則第 9 6 条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは議案第 2 3 号について説明させていただきます。

資料ページの要旨をお願いします。5 ページになります。飛騨市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の要旨でございます。

改正の趣旨ですが、分担金徴収率の改定等に伴う改正でございます。改正の内容です。人口減少高齢化によりこれまで土地所有者や集落を中心に行われてきた農地農業用施設の維持管理が困難となり農業農村環境が悪化していくことが危惧されていることから、市が行う土地改良事業における受益者負担を軽減することで農地農業用施設の適切な改修・維持補修を促し、将来にわたって健全な農業農村環境を保全するため、所要の改正を行うものでございます。

（1）分担金徴収率の改定で、1 つ目でございます。別表のは場整備事業区分に「（暗渠排水等農地に関するものを含む）」を追加し、分担金の総額について、総事業費の 3 0 パーセントを 1 5 パーセントに改める。2 つ目として、農道整備区分の新設改良及び舗装を統合し、分担金の総額について総事業費の 2 0 パーセントを 1 0 パーセントに改める。3 つ目として、その他の水路区分を「一等水路及び二等水路以外の水路」に改め、分担金の総額について総事業費の 2 0 パーセントを 1 0 パーセントに改めるものです。

（2）のその他の改正でございます。1 つ目が、かんがい排水事業について、区分欄

に「(用水路及び排水路、頭首工、機械揚水、ため池等)」を追加し、摘要欄に「排水路は徴収しない」を追加する。2つ目として、一等水路、二等水路の摘要欄の排水路に関する記載を削除する。3つ目として、三等水路の区分を削除する。4つ目として、限度額の区分を削除する。5つ目として、暗渠排水事業区分をほ場整備事業区分に含めることから削除する。6つ目として、特定農業用管水路等特別対策事業の区分を事業終了に伴い削除する。

ただいま申しました内容につきましては、3ページ、4ページにあります新旧対照表のほうで見ていただくとわかりやすくなるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第24号について説明いたします。

資料ページの4ページの要旨でご説明させていただきます。飛騨市林道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、要旨でございます。

改正の趣旨は分担金徴収率の改定等に伴う改正。改正の内容ですが、人口減少・高齢化や山林への関心離れから、これまで土地所有者や集落を中心に行われてきた林道の維持管理が困難となり、森林環境が悪化していくことが危惧されていることから、市が行う林道事業における受益者負担を軽減することで林道施設の適切な改修維持補修を促し、将来にわたって豊かな森林環境を保全するため、所要の改正を行うものでございます。

(1) 分担金徴収率の改定でございます。1つ目、林道事業を「集落間を連絡する林道」と「その他の林道」に区分し、その他の林道を「開設、改良、舗装」と「維持修繕」に区分し、開設、改良、舗装の分担金の総額について総事業費の20パーセントを10パーセントに改める。2つ目、新たに摘要欄を追加し、開設、改良、舗装の項摘要の欄に「市有施設までの区間等公共性の高い区間を除く」を加えます。

(2) その他の改正。1つ目、内容欄を区分欄に改める。2つ目、林道事業を「集落間を連絡する林道」と「その他の林道」に区分し、集落間を連絡する林道の分担金の総額は徴収しないものとする。3つ目、維持修繕区分の分担金の総額を徴収しないものとするものでございます。こちらにつきましても前ページにあります新旧対照表のほうで見ていただきますと、今、説明した文が載っておりますのでよろしくお願いたします。

続きまして、議案第25号について説明させていただきます。

こちらにつきましても4ページの資料の要旨をお願いいたします。飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の要旨でございます。

改正の趣旨ですが、分担金徴収率の改定に伴う改正でございます。改正の内容ですが、災害復旧事業の分担金の総額について、受益者負担を軽減し、農村環境の保全を促進するため、工事費の30パーセントを15パーセントに改めるとともに、表中の文言を改めるものでございます。こちらにつきましても新旧対照表、3ページにございますが、こちらのほうを参照していただくようお願いいたします。以上です。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は、議案番号を述べて行な

ってください。質疑はございませんか。

○委員（水上雅廣）

今回の条例改正、本当に中山間の地域の者にとってはありがたいというふうに思います。ただ逆にですね、余分な心配かもしれませんけど、これによってその要望箇所がものすごい増えてくるとかいう、そういう心配はないですか。事業費がそれに対応できるのかとか。そのようなところはどうかでしょうか。

□基盤整備部長（青木孝則）

近年の地区要望の関係で、地元負担金があるなら要望しないというのが増えてきています。逆に。その関係が今、非常にありまして、それでやっていると、今回の中でも排水路へなんかは普通河川と一緒に、普通河川負担金とらないのに農業の排水路はとるのかとかいうような観点からですね、災害防止のための非常に有効だというようなことも踏まえて農地だけを守るものではないというようなこともありながら、プラス農業のほう、林業のほう为抓手改善されていくということが目標となりますので、そのためにやったものですが、今、心配されてみえます要望が増えるのではないかとということですが、要望は増えてもですね、今回は単独型のものがほとんどですので、そこに投資できる額というのはある程度決まっておりますので、その中で優先順位を決めながら進めていきたいというふうに思います。

○委員（水上雅廣）

そういうふうになったときは、何とかまた助けていただくようなふうをお願いしたいというふうに思います。もう1つ、排水路なんですけど、ごめんなさい、基本的なことですけど、排水路のくくりというのはどういうふうに解釈すればいいですか。排水路が徴収しないことになるわけですけど。どこからどこまで、何が排水路なのかなど。ちょっと説明していただけないか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建設課長（横山裕和）

排水路のくくりでございますが、先ほど部長が触れましたように、山から流れてくる谷川が、途中までは普通河川という扱いで、農地に入ってくると農地区間は排水路といわれて、そのまま流れていくと今度は河川に流れ込むというようなそういう一連の中で、農地部分だけ排水路というくくりで分担金をとるのはいかなものかということでございます。基本的に自然に流れている排水路といいますか、そういうものは排水路であると。用水のように水を引いて特定の受益者のために水を引いてくるような水路は用水路であると、そういうようなくくりで判断をさせていただきたいと思います。ちなみに今回の改訂に伴いまして、県内の市の状況を全て調べさせていただきました。やはり排水路につきましては、雨が降った水が全部流れ込むということで、誰が受益者なのかかわからないということもございまして、排水路につきましては受益者の特定できないの

で分担金を徴収しないとしている市が非常に多くございまして、私どももそれに倣って
今後は排水を処理する水路につきましてはとらない方向でいきたいと考えております。

●委員長（井端浩二）

ほかにございせんか。

○委員（徳島純次）

今の利用料金の改正は全て半額になっていますよね。この2分の1にした何か根拠と
いうのがあるのですか。

□建設課長（横山裕和）

この改正にあたりまして、今ほど言いましたように県内の市の状況を聞き取りをいた
しました。そういう中で、私ども今回、たまたま半分でございませけれども、施設につ
いては10パーセント程度を徴収しているというところが非常に多ございましてし、国
県の補助のガイドラインから言っても、このぐらいが妥当であろうというふうに判断い
たしまして、他市の状況も参考にさせていただきながら、今回の半額というかたちでさ
せていただきたいと思います。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありませ
んか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

議案第23号から議案第25号までの3案件については、一括採決といたします。議
案第23号から議案第25号までの3案件は、原案のとおり可決すべきものとして報告
することにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、これら3案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いた
しました。

◆議案第26号 飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

続きまして、議案第26号、飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議

題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

議案第26号についてご説明いたします。

今回も4ページにあります資料、要旨でお願いいたします。

飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例で要旨でございます。1つ目、改正の趣旨ですが、気多公園の面積変更及びアルプ飛騨古川公園の廃止に伴う改正でございます。

改正の内容です。(1)都市公園面積の変更。気多公園に隣接する民有地の寄附を受け、気多公園とあわせて都市公園として管理するため面積を改めるものでございます。

(2)都市公園の廃止です。飛騨市地域産業振興施設条例（平成17年市条例第57号）に新たに位置付ける予定の上町農産物直売施設の整備に伴い、同施設整備予定地である「道の駅アルプ飛騨古川」地内の国有地部分と、同道の駅に隣接する市有地である都市公園「アルプ飛騨古川公園」を交換する必要があることから、当該都市公園を廃止するものでございます。以上です。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（澤史朗）

ちょっと基本的なことを聞かせてください。この都市公園というものの定義とその目的というのを簡単に説明いただけないでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□都市整備課長（谷口正樹）

ちょっと定義についてももう少しちょっと時間いただきましたあと、後ほどお答えさせていただきます。

○委員（野村勝憲）

気多公園と隣接する民地を提供されたということですが、面積はどのぐらいだったんですか。

□都市整備課長（谷口正樹）

今回、ご寄附いただきましたのが0.21ヘクタールです。

●委員長（井端浩二）

さっきの澤委員の答弁できますか。

□都市整備課長（谷口正樹）

都市公園といいますのは、まず公園を設置する目的というものがございまして、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善と都市の防災性の向上、生物の多様性の確保、豊かな地域づくりに資する公共の空間の提供ということがございます。その中で概要としましては、公園の中には位置づけがいくつかございまして、うちで管理しているものは、都市計画法の中にあるものでして、国民公園というものは

飛驒市にはございませんが、うちのほうで整備しているものが都市計画区域内にあります公園という位置づけとしております。

○委員（澤史朗）

いくつかその都市公園たる定義があったかと思うんですけれども、そうすると今、上町のこの公園がなくなるということで、その区域内にはほかのそれにかわるような公園というものは必要ではないということでしょうか。

□都市整備課長（谷口正樹）

飛驒市都市公園条例の中の第3条に都市公園の敷地面積の標準というものが定義されておりまして、その中で市の設置する都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、さらに市街地に設置する都市公園の該当地域、それはこの地区の中のことなんですけれども、住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とするということがございます。

今回、気多公園は増えます。さらに今のアルプ飛驒古川のほうは減るんですけども、これを飛驒市全体の都市公園の中の1人当たりの敷地面積で申し上げますと、まず全体ですと、11.91平方メートル、1人当たりのものが11.99平方メートルというふうに若干上がります。さらには今の5平方メートル以上という基準がございましてけれども、現在のものが5.55平方メートル、1人当たりのものが、これはほとんど変わらないんですけども、5.55平方メートルということでそういう数字を確認しております。

○委員（澤史朗）

そうすると、その地域ということで地区ということではなくて、市全体で割り出すということなんです。最近一番新しく加わったのが、百足城公園かと思うんですけれども。そのとき若干増えたかな。ほかに減っているところがなかった。そういうふうで、その地区ごとにこういうところに公園が必要というふうじゃなくて、飛驒市全体としてその面積を割り出すという解釈でよろしいんですね、再確認です。

□都市整備課長（谷口正樹）

エリアということで設定しております。

□基盤整備部長（青木孝則）

ちょっと補足させてもらいますと、今の道の駅のところの公園については、既存としてもあまり利用されていなかったといいますか、一番奥まったところだった場所なんです。今の道の駅の関係で地元地区ともお話しさせていただいて、あそこの利用のことについて相談させていただいております。その中では寿楽苑にある横の公園が非常に大きくて、そちらのほうをどんどん使っていてあそこのものは問題ないよというような意見をいただいているということですので、よろしく願いいたします。

○委員（澤史朗）

もう一点だけ。今の廃止する公園の中に若干遊具がありますよね。すぐ今それを撤去

するということではなくて、防災備蓄倉庫ができる段になってからの移設だと思うんですけども、それというのはどのような予定でしょうか。

□基盤整備部長（青木孝則）

どこへ持っていってもう1回使うとかというそういう話はまだ今できていませんけれども、あそこも結構もうちょっと遊具があったんですが、なかなか利用されないということで、だいぶ撤去していて、老朽が激しいところの公園ですので、利用ができるか、できないかも最終的な判断するときに見て、再利用するかしないか決定します。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

議案第26号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました18案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

ただいま議決しました18案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（井端浩二）

以上をもちまして、第2回産業常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 午後 3 時 0 5 分)

飛驒市議会委員会条例第 3 0 条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 井端浩二